

新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う 自動車登録申請の年度末集中の分散にご協力ください

- 自動車保有手続のワンストップサービス（OSS）の利用推進をお願いします。
- ①永久抹消登録
②移転登録と同時の一時抹消登録
を行う場合、3月中（3/17～3/31）に当該事由が発生したと確認でき、当該事由の発生から15日以内に登録手続きがなされた場合には、当該抹消登録が4月であっても、令和2年度の自動車税種別割（1か月分）は、課税されません。

上記に該当する場合は、4月30日までに、申立書に次の書類を添えて自動車税事務所に提出してください（郵送でも可）。

①永久抹消登録

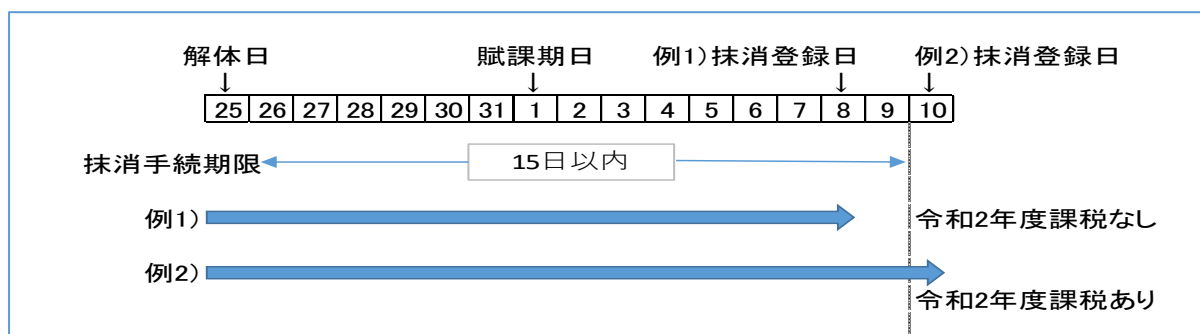
- ・「登録事項等証明書」の写し（解体報告記録がなされた年月日で事由の発生日を判断します。）
（「登録事項等証明書」がない場合は、「永久抹消登録/解体届出手続き完了のお知らせ」の写し及び「自動車リサイクルシステムHPの車両状況照会」を印刷したもので可。）

②移転登録と同時の一時抹消登録

- ・「譲渡証明書」の写し（譲渡年月日で事由の発生日を判断します。）
- ・「登録識別情報等通知書」の写し

例1) 3月25日に解体して、4月8日に永久抹消登録をした場合
⇒令和2年度の課税なし。

例2) 3月25日に解体して、4月10日に永久抹消登録をした場合
⇒15日を超えて抹消登録手続きをしたため令和2年度の課税あり。



ただし、手続きの都合上、納税通知書が発行されることがありますので、納付しないよう納税義務者の方にご説明ください。

なお、上記①、②以外の登録については、令和2年度の自動車税種別割が4月1日午前0時（賦課期日）時点の所有者（ただし、売主がその所有権を留保しているものは、買主）に課税されます。

熊本県 自動車税事務所

〒862-0901 熊本市東区東町 4-14-37

TEL096-368-4020